

# 青少年の携帯電話フィルタリングの利用実態及び普及に関する研究調査 — 青少年の利用実態を基にした啓発教育政策の評価と提言 —

代表研究者	齋藤 長行	青山学院大学ヒューマンイノベーション研究センター
共同研究者	新垣 円	ビジネス・ブレークスルー大学 経営学部
共同研究者	田中 絵麻	早稲田大学総合研究機構デジタル・ソサエティ研究所

## 1. 要約

我が国では、2008年に「青少年インターネット環境整備法」が制定され、官民による共同規制に基づく啓発教育政策が行われてきている。OECD(2012)においても、青少年のインターネット環境整備は共同規制による啓発教育を施行することの必要性が言及されており、このような政策を効率的・効果的に施行するためには定量的な分析結果を基にすることの重要性が指摘されている。これまで研究者は、独自の調査および内閣府の調査データを分析し、青少年のインターネットの利用実態およびリテラシーの習熟を明らかにしてきた(Saito, Tanaka & Yatuzuka 2012, 齋藤・新垣 2011, 齋藤・新垣 2012)。

本研究では、これまでの分析で得られた結果を基にして、2008年以降行われてきた青少年インターネット環境整備政策を評価するとともに、今後の啓発教育の政策的方向性を示す。

## 2. 研究の背景

### 2.1. 青少年のインターネット及び携帯電話の利用状況

今日インターネットのネットワークを介して、我々は多大なる利益を得ている。この利益は大人だけにとどまらず、青少年にとっても有益なものとなっており、彼らの創造力や知識を養ううえでも重要な情報の源となっている。しかしながら、今日青少年におけるインターネットの利用から生ずる様々なトラブルが社会問題化している。そのトラブルの主たる原因は、青少年がインターネットの公共性を理解していないことによるコミュニケーション上のトラブルや、個人情報の流出及びそれによる犯罪者との接触などがあげられる。インターネット上のコミュニケーション上のトラブルとしては、口論が誹謗中傷行為まで拡大してしまうことがあげられる。そもそも、インターネットでのコミュニケーションはテキストを主体としており、対面でのコミュニケーションとは違い、非言語情報を伝えることができない。また、インフォーマルなコミュニケーションが公知され、一度公知された情報を完全に回収することはできないという問題が生ずる。また、個人情報の流出による犯罪者との接触に関しては、SNS、ブログやプロフに掲載された個人情報をもとに犯罪者が青少年に接触し、犯罪にあうという被害が生じていることがあげられる。

警察庁(2009)の調査では、2008年中における、いわゆる「出会い系サイト」に関連した事件の検挙は1592件であった。そのうち出会い系サイトを利用して犯罪に遭遇した青少年は742人であり、SNSなどのサイトを利用して被害にあった青少年は792人と出会い系サイト経由の犯罪を上回っている。この様に今日ではSNSなどのサイトを介した犯罪被害が問題となっている。この結果からも、コミュニティーサービスを提供する事業者及び携帯電話会社にとって青少年保護対策が重要な課題になっている。

## 2.2. 民間主導で行われる我が国の情報リテラシー政策

このような事態を鑑み、青少年のインターネットの利用環境を整備するために、府省庁による政策及び民間による様々な取り組みが行われている。まず立法面でみると、青少年がインターネットを安全に利用するための環境を整備することを目的として「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下：青少年インターネット環境整備法）」が2009年4月に施行された。本法の目的は、「フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及」及び「青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずる」ことにある（第1条）。さらに第3条3項では「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進」は、「民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する」としており、青少年のインターネット利用環境整備の主体は民間であることが明記されている。ことから、我が国における青少年のインターネットの利用環境の整備は民間が主役であると言える。

この青少年インターネット環境整備法に追随して、総務省では「安心して安全なインターネット環境整備のためのプログラム」を実施しており、内閣府では「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」を実施している。これらの政策もまた民間による自主的な取組を政府が支援する趣旨のものである。

このように我が国の政策の立場は、民間が主導的に取組むことを法律の立法により公示している。これは立法によりフォーマルな規制をかけてしまうと、その規制により通信関連企業に対する経済活動の制限にとどまらずに、インターネット利用者までも厳しい規制に制限され、結果的に利用者の便益までもが阻害されてしまうことを避けるための方策であると言える<sup>1</sup>。したがって、極力フォーマルな規制は講じずに、民間の自主的取組で利用環境を整備することを主眼にした政策であると言える。

## 2.3. 諸外国の情報リテラシー政策

我が国における青少年のインターネット利用の環境整備を議論する上で、先行的な取り組みとして英国及びEUにおける利用環境整備政策についてみていくことにする。Byronは、英国でも社会問題化している青少年のインターネット利用の実態を調査し、この問題に対する政府と民間の役割を明確化した上で政策提言を行っている。この調査報告書は、2007年9月にブラウン首相の要請により行われたものであり、子どものインターネットとゲーム利用に関する質的調査・分析及び一般から寄せられた意見公募の結果をまとめたものである。Byronはこの調査報告書においてインターネットを公共のプールに例えて、青少年に情報リテラシーを身に付けさせることを「ゲートや標識を立てて、ライフガードが監視し、子どもたちに泳ぎ方の基本を教えることと同じことである」と主張し、政府に対し“UK Council for Child Internet Safety”という青少年のインターネット利用の安全対策に取り組む協議会の設立を提案しており<sup>2</sup>、それを受けて2009年9月に“UK Council for Child Internet Safety”が設立され、この協議会を母体として民間主導による情報リテラシー教育政策が実践されている。このように英国においても情報リテラシー教育政策は民間主導のもと行われている。

---

<sup>1</sup> 谷口(2003)

<sup>2</sup> Byron(2008)

## 2.4. 先行啓発教育政策の問題点と解決の方向性

我が国において、これまで民間団体および各府省庁による、様々な情報リテラシー教育が実施されてきた。代表的なものをあげると、文部科学省は委託事業で制作した動画教材コンテンツである『ちょっとまってケータイ』を web で公開している。また、同じく委託事業で制作した PDF 教材である『やってみよう情報モラル教育』を公開している。総務省もまた委託事業で制作した教材コンテンツである『伸ばそう ICT メディアリテラシー』を web で公開している。一方、民間の協議体である安心ネットづくり促進協議会では、企業の社会的責任（以下：CSR）として制作した教材コンテンツである『ケータイ家族もばみ』を web で公開するとともに、地域啓発活動として対面式の研修を実施している。対面式の研修としては、同様に e ネットキャラバン事務局による保護者向けの出前講演が実施されている。

表 1：府省庁・民間による情報リテラシー教育政策

教育研修名	提供主体	実施予算	教育形式	教育上の主体	運営管理体制	教育実施回数
e ネットキャラバン	e ネットキャラバン事務局	CSR	対面研修	講師中心主義	あり	限定的
地域啓発活動	安心ネットづくり促進協議会	CSR	対面研修	講師中心主義	あり	限定的
ケータイ家族もばみ	安心ネットづくり促進協議会	CSR	Web コンテンツ	教材中心主義	なし	無制限
ICT メディアリテラシー	総務省	委託事業	Web コンテンツ	教材中心主義	なし	無制限
ちょっとまってケータイ	文部科学省	委託事業	動画教材	教材中心主義	なし	無制限
やってみよう情報モラル教育	文部科学省・日本教育工学会	委託事業	PDF 教材	教材中心主義	なし	無制限

出所：拙著

教育の実施主体や実施形態は違っていても、これらの教育には以下の問題点がある。①府省庁が教育を提供している場合は、単年度予算での委託事業で行われており、教材コンテンツを開発した後の運用までの継続的な教育の制度設計がなされていない。②企業が教育を提供している場合は、CSR という限定的な実施予算のもとで行われており、拡散的な教育を実施することが不可能である。③教育が教育提供者側から、学習者へ一方向の知識伝達型の教育が行われており、この教育で知識は伝達できたとしても、倫理意識を育てることができたとは断定できないという問題があげられる。

①の問題について述べると、教育の本質は、教育提供者側が教育を実施することではなく、教育により学習者の知識・技能・態度に変化を与えることにある。したがって、教材コンテンツを開発した後の運用までの制度が設計されていないということは、教育の目的が達成されているか否かについて評価するという、最も重要な事項を放棄している状況であると言える。また、②の問題に対しては、情報リテラシー教育の受講

対象者は全国に点在している状況であるが、CSR という限定的な実施予算のもとで行われているという性質上、教育が必要な人々に行きとどかないという問題を内包している。

③の問題に対して述べると、先行事例として上記であげた情報リテラシー教育の全てが、講師中心主義、教材中心主義による知識伝達型の教育手法をとっているのだが、知識伝達型の教育では、学習者の倫理観を育てる教育として適しているとは言えない。知識として情報モラルに関する各事項を学ぶことは可能であるが、その教育により、学習者のインターネットに対する倫理観を育てることに直接つながっているとは言えない。情報リテラシー教育に求められているものは、教育を受けた学習者が、倫理観をもってインターネットを利用するようになるという、学習者の態度変容を目的とした教育を提供することである。このことから、現状の情報リテラシー教育を見直す必要があると言える。

## 2.5. 啓発教育政策に対するニーズ調査および教育実践の障害要因調査

本研究においては、現状の情報リテラシー教育政策を批判的に発展させるために、教育を行うための学習ニーズを調査するとともに、教育を実践する上での障害要因について調査を行った。保護者が子どものインターネット利用で良い影響を感じているかについて調査を行ったところ、良い影響を感じている保護者が87%であり、悪い影響を感じている保護者の36%を大きく上回っている。自由記述をみると、「子どもの情報検索能力の向上」や「問題解決能力の向上」にインターネットが寄与していると感じている保護者の意見を抽出することができた。

問：お子さんがインターネットを利用して良い影響を感じていますか？

(小学生の保護者に対するアンケート調査，実施時期 2010年8月：n=95)

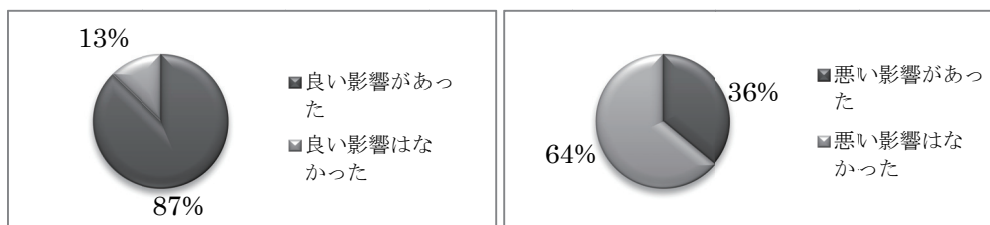


図1：保護者に対する子どものインターネット利用に関する意識

出所：拙著

表2：保護者の不安事項（自由記述）

(質問) どのような良い影響を感じていますか？
他人から教わった情報を自分自身で検討してみる習慣ができた。
インターネットを利用して、自分からいろいろ調べるようになった。
疑問を解決したり、新たな疑問をみつけたりするようになった。
分からないことをそのままにしなくなった。
普段、あまり興味の無いことにも触れることができ、世界が広がっているように感じる。

出所：拙著

しかし、子どもがインターネットの利用により、問題や被害に遭遇した際に、彼らが適切な対応ができるようになるための教育を実践する任にある教員の多くは、情報モラル教育の実践に自信を持っていないことが指摘されていた。この問題を明らかにし、情報リテラシー教育政策の再構築を図るための基礎データにするために小中学校の教員に対しアンケート調査を実施した。

問：情報モラル教育を実践していく際に、お困りになっていることはございますか？  
 (小中学校の教員に対するアンケート調査，実施時期 2010 年 1 月：n=75)

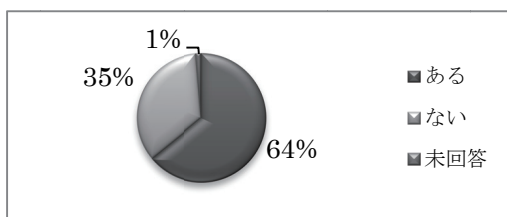


図 2：教員の情報モラル教育に対する意識  
 出所：拙著

表 3：教員の情報モラル教育に対する不安事項（自由記述）

(質問) どのようなことにお困りでしょうか？
校内の教員の中でも情報ネットワークへの知識，認識の差があり，危機感にも差がある。
学校で情報モラルについて児童に伝えていってもなかなか浸透していかなかった。
指導する側の知識がなかなか追いつかない。
情報モラルの授業ではどのようなところをおさえると効果的に教えられるのか，悩んでいる。
家庭のルールの一貫性を感じますが，具体的に提示でき範例が自分の中の引き出しに少ない
家庭でのルールづくりのために，学校がどのように関わられるのかが未知数です。
携帯メールの正しい使用法についてなかなか子供達に理解してもらえない。
こどもの知識，携帯・ネットの発達状況についての知識についていけない。
学校現場が情報社会の進歩についていけない。
情報モラル教育に十分に時間を割くことができない。
生徒の方が知識を持っていて教員が追い付いていない。
講演会等で指導しているのですが，3～6 カ月ぐらい過ぎるとメール等の誹謗中傷がなかなかおさまらない。

出所：拙著

この調査の結果によれば，教科教育や児童・生徒指導において情報モラル教育を実践していく上で困難を感じた教員が 64% も存在する。どのようなことに困難を感じたかについては，「教員の情報リテラシー能力の問題」が多くあげられているものの，「児童・生徒のモラル意識を向上させることに困難を感じている」教

員の意見についても多数述べられている。このことから児童・生徒の規範意識・倫理観を育てるための教育の手法を模索している現状を認識することができる。

以下では、このような情報リテラシー教育の現状を踏まえて、筆者がこれまで取組んできた情報リテラシー教育の実践について言及を行う。

### 3. 啓発教育政策の実践

#### 3.1. eラーニングコンテンツの啓発教育効果に対する分析評価

前章で議論した啓発教育が抱える問題に対する取組として、本問題に関係する民間セクターの協力のもと、社会教育によるラーニング・コンテンツが開発された。本稿研究者も、関係企業のCSR活動に協力するかたちで、青少年およびその保護者に向けたeラーニング・コンテンツを開発した。この教育コンテンツは、携帯電話会社やコンテンツプロバイダ等の各関係企業が、制作企画面で協力し、安心ネットづくり促進協議会が取りまとめて、作成したコンテンツである<sup>3</sup>。



図4：eラーニング・コンテンツ「ケータイ家族もばみ」  
出所：安心ネットづくり促進協議会 <http://mobami.good-net.jp>

本教育コンテンツの構成は、青少年向けの教育コンテンツ部分、保護者向けの教育コンテンツ部分、親子共通の教育コンテンツ部分の3部構成になっており、親子で携帯電話の適切利用に関する学習を行った結果を参照しながら、各々の家庭の状況に適合したルールづくりができる構成となっている。

<sup>3</sup> 本教育コンテンツの開発に協力した民間企業は以下になる。株式会社ベネッセコーポレーション、イー・モバイル株式会社、社団法人インターネットユーザ協会、株式会社ウィルコム、株式会社NTTドコモ、株式会社ガイアックス、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社魔法のiらんど、楽天株式会社：安心ネットづくり促進協議会(2010)

表 4：教育コンテンツの学習内容構成

カテゴリー	ページタイトル	内容
子ども向け	ケータイスキルチェック	携帯電話の利用に関する知識・能力・態度に関する判定問題
	ケータイについて学ぶ	適切利用のための学習教材
	ケータイ・ネット用語集	携帯電話・インターネットに関する用語解説
保護者向け	タイプ別診断&アドバイス	携帯電話に関する知識の判定とペアレンタルコントロールのためのアドバイス
共通	ケータイルールづくりナビ	各家庭の状況に適合したルールづくり支援コンテンツ

出所：拙著

また教材コンテンツの構造に関しては、Instructional Design のシステマ的アプローチを用いて、本教育コンテンツで取り扱う領域において身に付けることが求められる能力の学習目標(Learning Outcomes)を言語情報(Verbal Information)・知的技能(Intellectual Skill)・態度(Attitude)に分類し、可視化・リスト化し、その能力・態度をスキルチェック問題で評価するという方法を取っている<sup>4</sup>。具体的には、携帯電話を適切に利用するために利用者が身につけるべき項目として「基本力」、「電話力」、「メール力(初級)」、「メール力(上級)」、「web力(初級)」、「web力(上級)」、「いろいろ活用力」に分類し、各項目においてスキルチェック問題を各言語情報・知的技能・態度の学習目標に細分化し、学習して身につけるべき内容が網羅できる構成とした。出題問題は、スキルチェック問題の教育的品質を確保するために、各項目において20問作成し(合計で120問作成)、10問をアットランダムに出題する形式とした。

表 5：子供向けスキルチェックの学習問題カテゴリと内容

項目	内容	問題ストック数	出題数
基本力	携帯電話の基本的な構成の理解と使い方に関するスキル	20	10
メール力(初級)	限定された人とのメールの利用に求められるスキル	20	10
メール力(上級)	様々な人とのメールの利用に求められるスキル	20	10
Web力(初級)	フィルタリングが入っている状態でのインターネットサイトの閲覧に求められるスキル	20	10
Web力(上級)	SNS,Blog等のCGMサイトの利用に求められるスキル	20	10
いろいろ活用力	カメラ、電子マネー、指紋認証等の様々な機能を利用するときに求められるスキル	20	10

出所：拙著

<sup>4</sup> Gagne et al.(2005)

表 6：子ども向けスキルチェック問題とスキル

大カテゴリ	中カテゴリ	スキル	問題内容
基本力	ルールとマナー	態度(Attitude)	ケータイ電話を買ってもらったもばみちゃん。嬉しくて友達にメールやいっぱいしたいんだけど、いったいどれくらい使っているの？
	ケータイのしくみ	言語情報 (Verbal Information)	電二くんから無料ゲームサイトを教えてもらったもばみちゃん。おもしろそうなものばかりで嬉しいけれど、何をどれだけ遊んでもタダ？
	基本的な使い方	知的技能 (Intellectual Skill)	もばみちゃんのケータイの電源が、突然入らなくなった！原因は次のうちどれ？

出所：拙著

しかし、コンテンツを公開から1年の間に本コンテンツで学習して、その上で家庭のルールづくりを行った家庭が136家族に留まっており<sup>5</sup>、量的な面から情報リテラシーおよびモラルを習得した利用者を増加させるという目的を果たせていないという現状にあった。

この問題には、教育を提供する側と教育を受ける側との相互作用がないことが根底にあると考えられる。本コンテンツは親子での相互作用はあるものの、eラーニング・コンテンツが閲覧可能な状態になっているだけであり、学習を続けるか続けないかは学習者の意思にゆだねられており、教育を提供する側とのコミュニケーションや、他の学習者とのコミュニケーションが学習環境としてデザインされていなかったのである。

#### 4. 社会構成主義学習観の可能性

##### 4-1. 規範意識・互恵意識を育てることに適した社会構成主義の学習観

前章の議論を踏まえ、これまでの教育政策は客観主義の学習観に立脚した教育・研修が行われていたと言える。客観主義の立場をとる教育の特徴は、Skinnerの「刺激—反応(S-R: Stimulus-Response)モデル」のように、学習者が外界から入ってくる刺激に対して、従属的な立場をとるものであり、学習をとおして新しい行動が取れるようになったかを評価するものである。このような特質から、客観主義の教育は、教育提供者側から複数の学習者に一定の知識を効率よく伝達することが行いやすいという利点をもっている。しかし、客観主義の学習観において学習者は受動的な存在であり、講師と学習者の間には“一対多”の関係が形成され、学習者同士の協働的な学びは存在しない。

一方、客観主義の学習観に対局をなすものが社会構成主義の学習観である。社会構成主義においては、学習を「学習者が他者と関わりながら学びの活動を行うことで、自ら学んだことを構成していく」という社会的行為としてとらえている。Vygotsky(2001)は、他者との学び合いという社会的な行為の過程において、精

<sup>5</sup> Saito et al.(2010)



神間的 (Inter-Psychical) 機能が、やがては精神的 (Intra-Psychical) 機能として、学んだことが構成されていくことを指摘している。さらに Lave&Wenger(1991)の指摘によれば、学びとは本来、「文化的共同体への参加という人間の文化的・社会的実践」であり、共同体内における講師と学習者、学習者同士のコミュニケーションが行われることで、相互主体的に学びが構成されていくことを指摘している。

表 7：客観主義学習と社会構成主義学習の比較表

	客観主義学習	社会構成主義学習
学習スタイル	教師から教えられること	自ら学ぶこと
学習観	教師中心主義	学習者中心主義
学習者	与えられた知識を受動的に学習	他者や対象に能動的に関与
教授法	一斉授業，コンテンツ配信	ディスカッションが中心
学習形態	個別学習	協働学習
講師	指導者	ファシリテーター
学習集団	孤立した個人の集合体 講師と学習者の垂直関係	協働学習者，協力者 ネットワーク型の関係
集団への態度	孤立的	互惠的
評価	評価基準に基づく客観評価	自己評価によるメタ認知 学習者間での相互評価

出所：拙著

上記の表は、ここで議論してきた客観主義による学習と社会構成主義による学習をまとめたものである。注目すべき点は、客観主義において学習は「教師から教えられること」であることに対し、社会構成主義において学習は「自ら学ぶこと」ととらえられており、このことから社会構成主義学習は学習者中心主義の立場をとる学習観であると言える。さらに客観主義において学習者は孤立した学習者の集団を形成し、講師と学習者との垂直的な関係が形成されるのに対し、社会構成主義において学習は、学習者同士が相互構成的に学び合う協働学習が行われ、そこには学習者間のネットワークが形成され、学習集団への互惠的な態度が醸成されると言える。

特に情報モラルの教育においては、客観主義による教育手法によりインターネット利用に際しての危険回避や、トラブル防止のための知識を学習者に伝達することはできたとしても、その学習で得た知識を知識のままにとどめずに、インターネット利用における行動規範として、互惠的な態度をもってインターネット利用するというモラル意識が養われるとは言えない。このことから、情報モラル教育を実践する上において、社会構成主義の学習観に立脚した学習を提供することが重要となると言える。この考えの妥当性を担保する主張として、Putnam(1992,2000)は社会関係資本(Social Capital)の議論において、社会関係資本が醸成され

るためには「信頼」、「規範」、「ネットワーク」が形成される必要性を主張しており、そのためにはネットワークに参加する人々が、水平的で自発的な相互の関わり合いが行える環境にあることが重要であることを論じている。

この信頼・規範のネットワーク形成と教育の関係について考察するために、新井他の研究について言及したい。新井他(2010)は、21歳から65歳までの社会人3694人に対し、小・中・高・大学時代の学校教育・家庭教育・社会教育の経験と、成人後の社会に対する互恵意識との相関について調査分析を行っており、学生時代に「互いに勉強を教え合う協力的環境であった」、「ディスカッション・実験・体験学習が好きだった」という被験者における互恵意識に強い相関がみられたという結果を報告している。また、Langbein & Bess(2002)は、課外活動が協力心を育成し、学校における社会関係資本を形成することに寄与していると指摘している。これらの主張を踏まえて考えるならば、特に情報モラルという学習者の倫理観を育てる教育分野においては、学習者中心主義による協働学習を行うことが有益であり、協働学習により学習集団に対する互恵意識が形成されると言える。さらに、その学習集団のネットワークを拡散することで、互恵意識をもったインターネット利用者を広域に育てることができると言える。

#### 4. 内閣府の調査データの分析と考察

前章での指摘を踏まえて、青少年のインターネット利用環境をさらに改善して行くためにも、これまで施行されてきた啓発教育政策を分析し、その成果を評価することは重要であると言える。これまで筆者は、今後の啓発教育政策に資するために、前章で説明した内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」および総務省の「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」で得られた調査データを基に我が国における青少年および保護者のインターネットの利用状況と彼らのリテラシーおよび態度との関係について分析を行った。

齋藤・新垣(2010)では、青少年が学校などで受けた啓発教育の経験と実際のフィルタリングの利用状況との相関について分析を行った。齋藤・新垣(2012)では、保護者の啓発教育の経験と家庭での青少年のインターネット利用における保護・監督状況との相関を分析するとともに、我が国で施行されている啓発教育の地域間格差について分析を行った。

##### 4.1. 青少年のインターネットの安全に対する意識と教育との相関に関する分析

齋藤・新垣(2011)では、青少年のフィルタリングに対する知識が実際のフィルタリング利用に関係しているかについて明らかにするために、内閣府(2009)の調査データを基に小学生4~6年生・中学生・高校生のフィルタリングの使用状況と、フィルタリングに関する知識の状況について相関分析を行った<sup>6</sup>。その結果、小学生においてはピアソンの $R=0.23$ となり、わずかな正の相関がみられた。しかし、中学生においては $R=0.14$ 、高校生においては $R=0.06$ となり、ほとんど相関がみられなかった。

<sup>6</sup>本調査の調査概要は以下である。調査主体：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当、調査地域：日本全国、調査方法：調査員による個別面接聴取法、調査期間：2009年10月22日～11月8日、調査対象者：2009年11月30日現在で満10歳～満17歳までの青少年：2,000人、有効回収数（率）：1,369人(68.5%)

さらに、青少年のフィルタリングに対する知識の状況と安心に関する教育を受けた機会の回数について、相関係数を計算したところ、 $R=0.24$  となり、わずかな相関がみられた。このことから、安全に関する教育を受けた回数の多い小学生ほど、フィルタリングに関する知識が深まっていると言える。また、中学生においても、 $R=0.20$  となり、わずかな相関がみられた。しかし、高校生においては、ピアソンの  $R=0.17$  となり、ほとんど相関が無いと言う結果であった。

この様に、小学4年～6年生においてはフィルタリングに対する知識が高いほど実際の使用状況がわずかに高くなっているが中学生・高校生と学年が上がるにつれて相関係数が低くなっており、フィルタリングに対する知識と実際の使用状況は明確な関係性があるとは言えない結果となっている。さらに、啓発教育を受けたことが彼らのナレッジを高めているかについてみると、小・中学生においては相関がみられるものの、高校生においては殆ど相関が無いと言う結果となった。これは、中学生においては、知識は知識として修得しているものの、その知識が行動規範となり、フィルタリングの利用により、自ら有害サイトの閲覧を制限するという行動には至っていないことを意味すると言えよう。さらに、高校生においては啓発教育の効果自体が減じてしまっていると言える。

この分析結果を踏まえると、これまでのインターネットの啓発教育の方策を、青少年の規範意識育成として機能するものに変換して行く必要があるであろう。内閣府(2010b)においても、青少年の規範意識を育てるために「心理学的視点も踏まえた教育の実践が必要」であることが指摘されている。これらのことから、青少年の規範意識を育てるための教育を実践し、青少年の安全利用への意識を向上させる必要があると言える。

#### 4.2. 保護者のインターネットの安全に対する意識と教育との相関に関する分析

齋藤・新垣(2012)では、青少年のフィルタリング使用状況と保護者のフィルタリングに関する知識との相関について分析を行った<sup>7</sup>。相関係数は  $R=0.20$  となり、わずかな正の相関がみられた。このことは、フィルタリングに対する知識を持つ保護者ほど、青少年に対しフィルタリングを利用させていることを意味する。

保護者のフィルタリングに対する知識の状況と啓発教育を受けた機会の回数との相関では、 $R=0.21$  となり、わずかな相関がみられた。このことは、啓発教育を受けた回数の多い保護者ほどフィルタリングに関する知識が習熟していることを意味する。

保護者の啓発教育を受けた機会の回数と携帯電話やパソコンの使用に関して注意している事の数との相関では、 $R=0.36$  となり中程度の正の相関がみられた。このことは、啓発教育を受けた回数の多い保護者ほど、携帯電話やパソコンの使用に関して注意する意識が高いことを意味する。

保護者の安全に関する教育を受けた回数と家庭でのルールの数との相関では、 $R=0.29$  となり中程度の正の相関がみられた。このことは、啓発教育を受けた回数の多い保護者ほど家庭でのルールを決めていることを意味する。

保護者が携帯電話やパソコンの使用に関して注意している事の数と家庭でのルールの数との相関では、 $R=0.44$  となり中程度の正の相関がみられた。このことは、携帯電話やパソコンの使用に関して注意してい

---

<sup>7</sup>本調査の調査概要は以下である。調査主体：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当，調査地域：日本全国，調査方法：調査員による個別面接聴取法，調査期間：2010年9月1日～9月20日，調査対象者：2010年11月30日現在で、満10歳から満17歳までの青少年の保護者：2,000人，調査方法：調査員による個別面接聴取法，標本抽出方法：層化二段階無作為抽出法，有効回収数（率）：1,400人(70.0%)

る事の数が多いほど、家庭でのルールの数が多いことを意味する。

これらの結果から、保護者においては、啓発教育を受けた経験が家庭での青少年のインターネットの安全安心利用のための実際的な行動につながっていると言える。このことから、保護者に対する啓発教育を提供するための組織的な取組みが行える基盤を構築していくことが政策的な課題であると言える。

## 5. 分析結果を基にした啓発教育政策に対する評価

本章では、今後の政策の方向を示すために、前章で取り上げた分析結果をエビデンスとした啓発教育に関する政策提言を行う。OECD(2012)は、全ての関係者がインターネット上の青少年保護に取り組むことが勧告されている。青少年インターネット環境整備法をよりどころにして、ここにおける関係者としてあげられる者は、政府機関・地方自治体<sup>8</sup>、民間企業等<sup>9</sup>、保護者および教育者<sup>10</sup>があげられる。このことから、ここでは指標の分析結果を受けて、各関係者が取り組むべき取組の方向性を表8にまとめた。次に、表8をもとに各関係者に対する取組について議論して行くこととする。

表 8:啓発教育政策における各関係者に求められる取組の方向性

No.	政策課題	対象	関係者の相互協力			
			政府機関・ 地方自治体	民間企業・ 民間団体	保護者	教育者
1	リテラシーの育成と 規範意識の醸成の2 つのタイプの啓発教 育の施行	青少年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リテラシーの育成と規範意識の醸成の2つの啓発教育を効果的に組み合わせる。</li> <li>・特に高学年の青少年には規範意識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク回避のための知識の提供と規範意識を育てる</li> <li>・2つの啓発教育を青少年の成熟に合わせてその比重を組み合わせる。</li> <li>・年齢が増すにつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での対話の機会を増やし子どもの責任意識を育てる。</li> <li>・青少年の年齢に合わせて2つの啓発教育を効果的に組み合わせ</li> <li>・年齢が増すにつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒との話し合いにより生徒の内省を促進させ彼らの規範意識を醸成する。</li> <li>・青少年の年齢に合わせて2つの啓発教育を効果的に組み合わせる。</li> </ul>

<sup>8</sup>青少年インターネット環境整備法第3条「基本理念」では、「民間における自主的かつ主体的な取組」を「国及び地方公共団体はこれを尊重する」とが定められている。また第4条では、「国及び地方公共団体」は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが定められている。さらに第13条では、インターネットの適切な利用に関する教育の推進として、「国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」ことが規定されている。これらのことから関係者の一員として政府機関および地方自治体があげられる。

<sup>9</sup>第16条では民間の関係者を「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者」としており、民間企業としては、インターネット関連企業等が該当することが理解できる。

<sup>10</sup>第16条に記載されている「その他の関係者」として内閣府、総務省、経済産業(2009)では、保護者および教育者が該当することを指摘している。

			を育てるための教育としてディスカッションベースの啓発教育の提供を奨励する。  ・青少年および保護者のベストプラクティスの表彰.	れてディスカッションベースの内省型啓発教育を提供する.	う.	指導を行う.
2	保護者支援のための保護者に対する啓発教育の提供の必要性	保護者	・保護者に対する啓発教育の実施と奨励.	・保護者に対する啓発教育および情報提供の実施.	・自ら指導力を改善するために研修会などへ参加する.	・保護者に対する啓発教育および情報提供の実施.

### 5.1. リスク回避のためのリテラシーを習得する教育と規範意識を育てるための2つのタイプの啓発教育の施行

前章の分析結果から、インターネットの適切利用に関するリテラシーの育成のみならず、青少年がインターネット社会の一員としてネットワークに参加する態度を身につけることが重要となる。そして、そのような規範意識を育てる教育は年齢が増すにつれて、重要性も高くなるという結果となった。

この課題に対する各関係者の対応として、政府機関および地方自治体は啓発教育の実施において、2つのタイプの啓発教育を効果的に組み合わせて啓発教育の機会を提供することが求められる。

具体的には、リテラシーの育成を目的とした集合授業型の教育と、規範意識の醸成を目的としたワークショップ型の教育を、受講者である青少年の年齢・属性・利用状況に合わせて実施することが効果的だと考えられる（齋藤・新垣 2010）。特に高学年の青少年には規範意識を育てるための教育としてディスカッションベースの啓発教育を提供することが必要であると考えられる。また、青少年および保護者のベストプラクティスを表彰する機会の創出も有効であると考えられる。

民間団体においては、政府機関・地方自治体と同様に、2つのタイプの啓発教育を実践していくことが必要であると言えよう。特にワークショップ型の教育は、教育者のファシリテーション能力が重要となることから、このような人材の育成が課題となるであろう。

また、集合授業型の教育は一度に多数の受講者を対象に授業を行うことができるが、ワークショップ型の教育では、少人数集団での教育実践となることから、教育を伝播させることが課題となる。このことから、ワークショップ型の教育を実践することができる、各地域で活動するファシリテーターの育成が課題となってくるであろう。

保護者においては、家庭での対話の機会を増やし、子どものネット社会の一員としての責任感を育てることが必要であろうし、教員においても生徒との話し合いにより、生徒の内省を促進させ、彼らの規範意識を醸成するような指導を実践することが重要になると言える。

## 5.2. 保護者支援のための保護者に対する啓発教育の提供

前章の分析結果から、保護者に対する啓発教育の効果は非常に高いものであった。しかし、保護者に対して啓発教育が十分に提供されているとは言えない。なぜなら、青少年においては、学校でのフォーマル教育と社会教育としてのインフォーマル教育で学ぶ機会があるが、保護者においては、イベント、セミナーやPTAの会合等で提供されるノンフォーマルな教育が主な学習の機会となっているからである(齋藤・新垣 2012)。

この様な、保護者の教育の機会の問題の解決のために、政府機関・地方自治体は、保護者向けの社会教育の機会を確保し、継続的に、広域に提供して行くことが必要である。

民間団体においては、政府機関と協働して、社会教育の実質的な提供と、最新の通信デバイスやネットワーク環境に関する情報を保護者に提供し、保護者の家庭教育を支援して行くことが必要である。

教育者においては、PTAとの会合の機会に保護者に向けた教育を提供するとともに、保護者と協働して青少年を保護・指導して行く体制を築いて行くことが重要であると言える。そして、当事者である保護者は、家庭での指導力を高めるために自ら研修会などに参加し、自分のリテラシーの改善に努めることが望まれる。

## 6. まとめ

本稿では、青少年のインターネット利用に関する分析結果を基に、啓発教育政策に対する政策的課題を明らかにするとともに、今後の政策方向性について議論を展開した。特に本問題は、民間の自主規制を政府機関が支援するという共同規制体制により、インターネットの環境整備が取組まれていることから、本稿では各関係者に求められる課題について言及し、彼らが果たすべき政策的責務と取組の方向性について議論を展開した。

本稿での議論から、啓発教育を効率的に提供するためには、対象となる青少年の年齢や啓発教育の受講経験を考慮した上で、彼らに必要とされる啓発教育を提供することが必要であることが示唆された。具体的には、リスク回避に関する知識を伝達することが必要なのか、それとも知識は既に持っているが、ネット社会の一員としての自覚と責任感を醸成させるための教育が必要なのかについて、この様な2つの教育を効果的に組み合わせる啓発教育を提供する政策が必要であると言える。

さらに、保護者はフォーマル教育によって、インターネットのリスク回避の知識を学んできた世代でないことと、最新の通信環境についての知識を持ち合わせていない保護者も多く存在することが推測されることから、保護者を対象とした啓発教育を提供して行くことが重要であることが指摘される。

本稿でも議論したように、分析結果では青少年よりも保護者の方が、啓発教育の経験とインターネットの安全利用のための行動が結びついていると言う結果が得られている。このことから、効果的に青少年のインターネットの環境整備を推進するためには、青少年のみならず保護者に対する啓発教育を拡充する必要性は高いと言える。

## 謝辞

本研究は、財団法人電気通信普及財団の研究助成を受けて実施することができた。また、調査データの利用に関しては、内閣府政策統括官共生社会政策担当部局の協力を得て行うことができた。

## 参考文献

- 1) 総務省情報通信政策研究所(2012a)「青少年のインターネット・リテラシー指標 (指標開発編)」  
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-build.pdf> (2013年6月10日確認)
- 2) 総務省情報通信政策研究所(2012b)「青少年のインターネット・リテラシー指標 (実態調査編)」  
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-survey.pdf> (2013年6月10日確認)
- 3) 内閣府, 総務省, 経済産業(2009)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説」<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf> (2013年6月10日確認)
- 4) 齋藤長行・新垣円(2011)「青少年のインターネット利用における規範意識を育てるための協働学習についての研究」情報文化学会誌第18巻2号, pp.60-67
- 5) 齋藤長行・新垣円(2012)「青少年のインターネット利用環境整備のための保護者に対するノンフォーマル教育政策の方向性についての検討」国際公共経済学会誌第23号 pp.78-89, 2012
- 6) 齋藤長行・吉田智彦(2013)「青少年のスマートフォン利用環境整備のための政策的課題—実証データ分析から導かれる政策的課題の検討—」総務省情報通信政策レビュー第6号 pp.91-108.
- 7) 内閣府(2009)「平成21年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年環境整備担当
- 8) 内閣府(2010)「平成22年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年環境整備担当
- 9) 内閣府(2011)「平成23年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年環境整備担当
- 10) 内閣府(2012)「平成24年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年環境整備担当
- 11) 警察庁生活安全局(2012)「平成22年上半期の出会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について」警察庁 <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/pdf02-1.pdf> (2013年6月10日確認)
- 12) OECD(2012). Recommendation of the Council on the Protection of Children Online, Retrieved from, <http://webnet.oecd.org/oecdacts/Instruments/ShowInstrumentView.aspx?InstrumentID=272&InstrumentPID=277&Language=en&Book=False> (Accessed on 10 February 2013).
- 13) OECD(2011). Digital Economy Papers No179 : The Protection of Children Online, Retrieved from, <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/fulltext/5kgcjf71pl28.pdf?expires=1339751515&id=id&accname=guest&checksum=D72092B96A1527AF114D8487AA9FEC82> (Accessed on 10 Jun 2013).
- 14) Ofcom (2008). Identifying appropriate regulatory solutions: principles for analysing self- and co-regulation, Retrieved from, <http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/coregulation/statement/statement.pdf> (Accessed on 10 February 2013).
- 15) Saito, N., Tanaka, E. & Yatuzuka, E. (2012). The Development and Assessment of e-Learning Content to Enhance Information Literacy of Parents and Children in Japan, Cases on Formal, Non-Formal, and Informal Online Learning: Opportunities and Practices, IGI Global, pp.215-239, USA.
- 16) Saito, N., Tanaka, E. & Yatuzuka, E. (2010). A Public-Private Partnership for the Development of an e-Learning Program for Safer Mobile Internet Access for Young People: A Case Study of Japan, World Conference on e-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2010. Orlando, Florida: AACE, USA.
- 17) Tanaka, E., Saito, N. & Yatuzuka, E. (2011). A Usage Analysis of the Mobile Literacy e-Learning Program “Mobami” Regarding Access to Content and Rulemaking Tendencies, World Conference on e-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2011. Honolulu, Hawaii: AACE, USA.
- 18) Tulving, E., Schacter, D. L., & Stark H. A., Priming Effects in Word Fragment Completion are independent of Recognition Memory, Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory and Cognition, 8 (4), pp.336-342, 1982, USA.

〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月
The Development and Assessment of e-Learning Content to Enhance Information Literacy of Parents and Children in Japan	Cases on Formal, Non-Formal, and Informal Online Learning: Opportunities and Practices, IGI Global, pp.215-239.	2012年7月
青少年のインターネット利用における規範意識を育てるための協働学習についての研究	情報文化学会誌第18巻2号, pp.60-67.	2011年1月
青少年のインターネット利用環境整備のための保護者に対するノンフォーマル教育政策の方向性についての検討	国際公共経済学会誌第23号 pp.78-89.	2012年3月
A Public-Private Partnership for the Development of an e-Learning Program for Safer Mobile Internet Access for Young People: A Case Study of Japan	World Conference on e-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2010. Orlando, Florida: AACE, USA, pp.310-315.	2010年10月
A Usage Analysis of the Mobile Literacy e-Learning Program “Mobami” Regarding Access to Content and Rulemaking Tendencies	World Conference on e-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2011. Honolulu, Hawaii: AACE, USA, pp.436-441.	2011年10月
青少年のインターネット環境整備としての民間による利用者意識向上のための実践研究	情報通信学会第27回全国大会, 早稲田大学	2010年6月
青少年のインターネット利用環境整備のための保護者に対するノンフォーマル教育政策の方向性についての検討	国際公共経済学会若手研究会, 東洋大学	2012年3月
携帯電話のフィルタリング性能向上及び普及に向けた政策についての一考察	中央大学経済研究所ディスカッションペーパー No.137, pp.1-18.	2010年1月
民間主導による青少年のインターネット利用環境整備の現状と課題	東京未来大学研究紀要第4号, pp.55-64.	2011年3月
民間主導で進む利用環境整備ー青少年インターネット利用最新政策の動向ー	『改革者』政策研究フォーラム, 9月号, pp.50-53.	2010年9月